

日 銀 市 第 1 6 3 号
2 0 1 8 年 8 月 1 5 日

特則適格担保の対象差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「特則適格担保に関する細則」の一部改正に関する件

本年5月1日に国債の決済期間短縮化が実施されたことから、日本銀行では、本年秋口に予定している年次の共通担保の担保掛目等の見直しと併せて、共通担保の時価反映タイミング等を短縮することとし^(注)、これに伴い、「特則適格担保に関する細則」を別紙のとおり一部改正することとしましたので、通知します。なお、本件改正の具体的な実施日については、10月上旬を目途に改めて通知します。

(注) 概要については、「日本銀行に差入れられている共通担保の時価反映タイミング等の短縮化について」(2017年9月26日付日銀市第155号)を、本件短縮化に向けたスケジュールと実務上の留意点については、「日本銀行に差入れられている共通担保の時価反映タイミング等の短縮化に向けた今後のスケジュール等について」(2018年3月30日付日銀市第52号)をご覧ください。

以 上

「特則適格担保に関する細則」中一部改正

○ 第4章（1）を横線のとおり改める。

（1）日銀ネット利用金融機関等

日本銀行は、毎営業日の業務開始時に、~~3~~2営業日後に適用する時価および掛目の値を用いて担保価額合計額および担保余裕額を算出したうえで、担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に「担保不足・余裕等通知」を送信します。掛目の値が変更となる場合には、「担保不足・余裕等通知」に表示される担保価額合計額および担保余裕額は、変更後の掛目の値を用いて算出した値となりますので、担保不足が生じることが見込まれないことを必ず確認してください。